

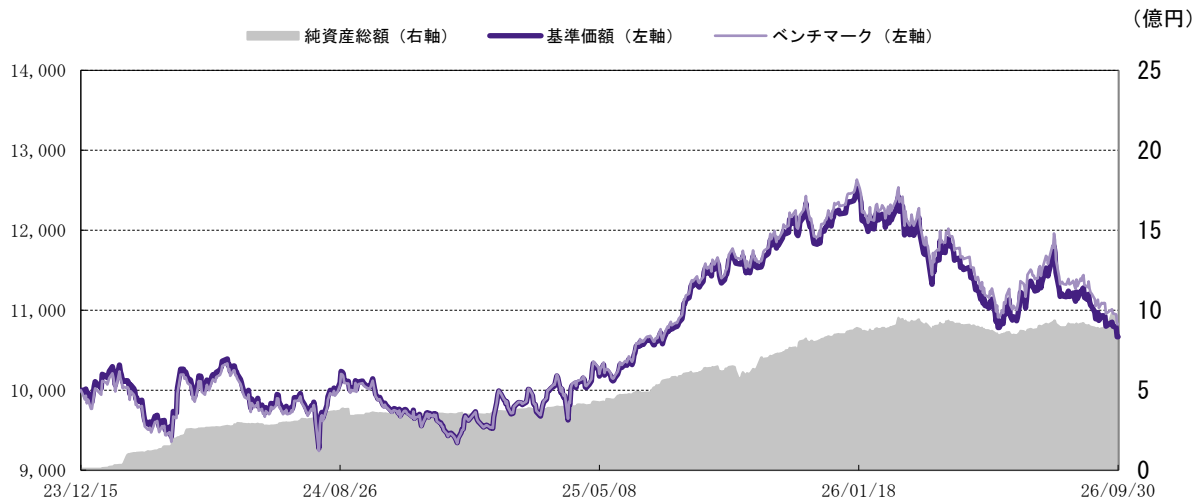
## インデックスファンドJリート(東証REIT指数)偶数月分配型

設定日：2023年12月18日 償還日：無期限 決算日：偶数月の各15日  
 (休業日の場合は翌営業日)  
 収益分配：決算日毎 基準価額：10,024円 純資産総額：9.62億円

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

## 運用実績

## ＜基準価額の推移グラフ＞



※設定日の前営業日を10,000として指数化しています。  
 ※基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。  
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。  
 ※ベンチマークは、「東証REIT指数（配当込み）」です。

## ＜基準価額の騰落率＞

|        | 1ヵ月    | 3ヵ月    | 6ヵ月    | 1年     | 3年 | 設定来   |
|--------|--------|--------|--------|--------|----|-------|
| 当ファンド  | -4.16% | -4.30% | -5.79% | -7.57% | —  | 6.69% |
| ベンチマーク | -4.09% | -4.09% | -5.36% | -6.74% | —  | 8.28% |

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

## ＜分配金実績（税引前）＞

| 設定来合計 | 25/12/15 | 26/02/16 | 26/04/15 | 26/06/15 | 26/08/17 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 650円  | 50円      | 50円      | 50円      | 50円      | 50円      |

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  
 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ポ ー ト フ ォ リ オ の 内 容

## &lt;資産構成比率&gt;

|           |        |
|-----------|--------|
| 不動産投資信託証券 | 100.0% |
| うち先物      | 3.1%   |
| 現金その他     | 3.1%   |

## &lt;ご参考 分配金利回り（東証REIT指数）&gt;

|              |       |
|--------------|-------|
| 実績分配金利回り（年率） | 5.36% |
|--------------|-------|

※実績分配金利回りは、東証REIT指数を構成する各不動産投資信託証券の実績分配金利回りを、不動産投資信託証券時価評価額のウェイトで加重平均したものです。  
将来の運用成果等を約束するものではありません。

## &lt;不動産投資信託証券 組入上位10銘柄&gt;（銘柄数 58銘柄）

|    | 銘柄名                    | 比率    |
|----|------------------------|-------|
| 1  | 日本ビルファンド投資法人 投資証券      | 6.94% |
| 2  | ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券  | 5.53% |
| 3  | 日本都市ファンド投資法人 投資証券      | 5.37% |
| 4  | GLP投資法人 投資証券           | 4.35% |
| 5  | 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券 | 4.29% |
| 6  | 日本プロロジスリート投資法人 投資証券    | 4.12% |
| 7  | KDX不動産投資法人 投資証券        | 4.04% |
| 8  | オリックス不動産投資法人 投資証券      | 3.57% |
| 9  | ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券  | 3.35% |
| 10 | 大和ハウスリート投資法人 投資証券      | 3.34% |

※インデックスファンドでは、実質の不動産投資信託証券組入比率は通常100%を目標にして運用を行ないます。

※追加設定や解約への売買対応により、不動産投資信託証券組入比率は100%から乖離する場合があります。

※「不動産投資信託証券 組入上位10銘柄」はマザーファンドの状況です。

※「資産構成比率」「不動産投資信託証券 組入上位10銘柄」の比率は対純資産です。

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。

※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

## 運 用 コ メ ン ト

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎市場環境

9月の不動産投信市場は、前月末比で下落しました。都心部オフィスの空室率の低下や平均賃料の上昇が続いたことなどがREIT価格の支援材料となったものの、日銀による政策金利の引き上げや、中東での戦闘の終結が見通せずインフレの長期化懸念と財政を巡る不安などから世界的に長期金利が上昇基調となり、不動産投信市場は下落しました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ファンドの特色

**特色その1** わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(Jリート)を主要投資対象とします。

- 主に「インデックス マザーファンド Jリート」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。

※マザーファンドにおいて、有価証券指数等先物取引を活用したり、対象指数に採用されているJリートの一部または全部の値動きに連動をめざすETF(上場投資信託証券)や債券などに投資をする場合があります。

**特色その2** 「東証REIT指数(配当込み)」の動きに連動する投資成果をめざします。

- 東証REIT指数は、東京証券取引所に上場しているJリート全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。

※連動をめざす対象指数(ベンチマーク)については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

**特色その3** 年6回、偶数月に決算を行ないます。

- 偶数月の各15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益配分方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※市況動向および資産動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 「東証REIT指数」の著作権などについて

- ・東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・J P Xは、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・J P Xは、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・J P Xは、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・J P Xは、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ■お申込みメモ

|      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類 | 追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型                                                                                                                                                                                                                                       |
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                          |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信託期間 | 無期限(2023年12月18日設定)                                                                                                                                                                                                                                           |
| 決算日  | 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の各15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                      |
| 収益分配 | 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。<br>ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。                                                                                                                                        |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 課税関係 | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。<br>※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>※当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※配当控除の適用はありません。<br>※益金不算入制度は適用されません。 |

## ■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

|        |                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料 | 購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内<br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|       |        |
|-------|--------|
| 換金手数料 | ありません。 |
|-------|--------|

|         |        |
|---------|--------|
| 信託財産留保額 | ありません。 |
|---------|--------|

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.715%(税抜0.65%) |
|------------------|-----------------------------------|

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の費用・手数料 | 目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用、運用において利用する指数の標章使用料などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。<br>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■委託会社、その他関係法人

|      |                                                                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                  |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                          |
| 販売会社 | 販売会社については下記にお問い合わせください。<br>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社<br>〔ホームページ〕 <a href="http://www.amova-am.com">www.amova-am.com</a><br>〔コールセンター〕 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。) |

**■お申込みに際しての留意事項****○リスク情報**

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

**価格変動リスク**

不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

**流動性リスク**

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

**信用リスク**

不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

**為替変動リスク**

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

**有価証券の貸付などにおけるリスク**

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

**<東証REIT指数（配当込み）と基準価額の主な乖離要因>**

当ファンドは、基準価額の変動率を東証REIT指数（配当込み）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・ 東証REIT指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をすること、東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 分配原資となる組入銘柄の分配金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと東証REIT指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- ・ 有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様へ「インデックスファンド」リート（東証REIT指数）偶数月分配型」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は   アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者   関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                                                                   |          | 登録番号            | 加入協会    |               |                 |                    |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|
|                                                                                |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第633号 | ○       |               |                 |                    |
| 株式会社SBI証券<br>※右の他に、以下にも加入<br>一般社団法人日本STO協会<br>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会<br>日本商品先物取引協会 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号  | ○       |               | ○               |                    |
| 近畿産業信用組合                                                                       | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第270号 | ○       |               |                 |                    |
| 松井証券株式会社                                                                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号 | ○       |               | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社                                                                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号 | ○       | ○             | ○               | ○                  |
| 株式会社横浜銀行                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第36号  | ○       |               | ○               |                    |
| 楽天証券株式会社                                                                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号 | ○       | ○             | ○               | ○                  |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

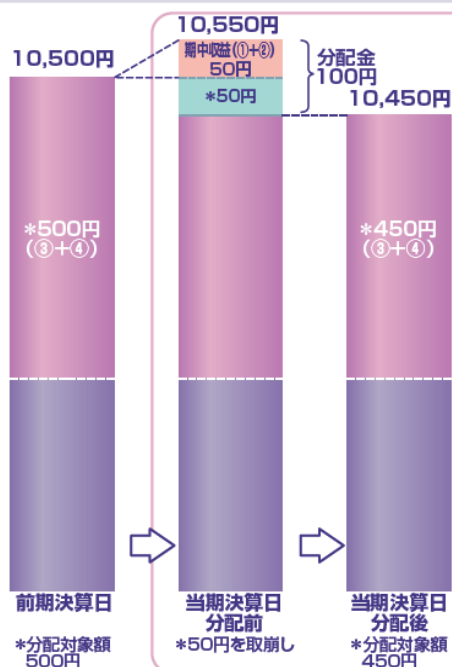
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



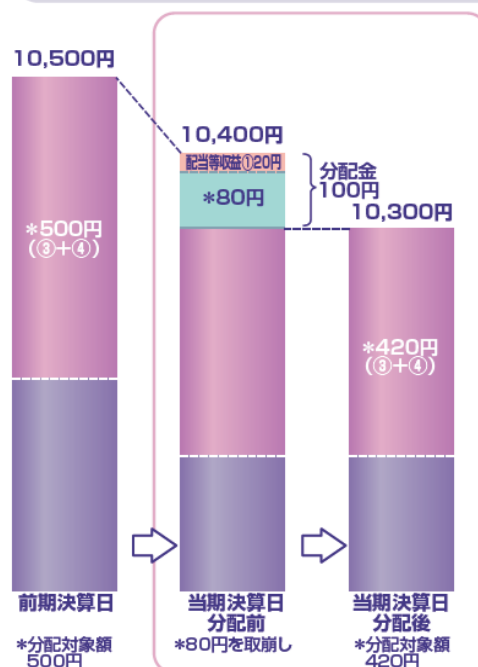
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

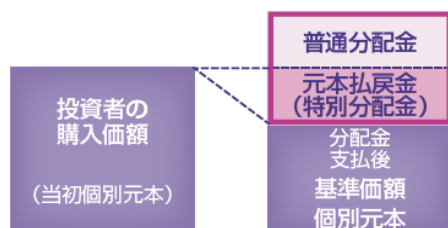


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

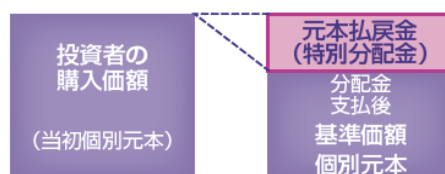
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。